

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 遺族補償費における支給要件に関する事項

遺族補償費を受けることができる遺族の要件について、夫が六十歳以上であることという要件を削る。(第三十条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定める。